

下松地政第2号
令和4年1月17日

下松市自治会連合会
会長 田中 豊 様

下松市長 國井 益雄



要望書について（回答）

令和3年11月22日付けで要望のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

1 市との「協働によるまちづくり」について

(1) 組織活動・地域活動に対する支援の充実について

【回答】

自治会は、安全安心で快適な地域社会をつくるうえで欠くことのできない基礎的コミュニティ組織であり、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するためには自治会との協働によるまちづくりは不可欠であります。

市政推進の重要なパートナーである貴会及び各自治会で展開されている地域の活性化に向けての様々なコミュニティ活動に対し、引き続き支援を行うとともに支援内容の充実に努め、地域力の強化につなげてまいります。

(2) 「市長と地域の井戸端会議」の継続開催について

【回答】

令和元年度開催の「井戸端会議」では、地域が抱える課題について住民の皆さんから多くのご意見やご提言を直接お聞かせいただくことができ、住民協働のまちづくりを推進するうえで大変有意義であったと実感しております。今後もこのような直接対話の機会を大切に、市政運営に役立

ててまいりたいと考えております。

そのためにも、まずは前回会議で浮き彫りとなった地域課題に取り組むことに注力し、一定の整理ができた段階で、次回開催に向けて形式やテーマなどについて貴会と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

(3) 地域担当職員制度導入について

【回答】

本制度は笠戸島本浦地区と深浦地区で本年5月にスタートしました。地域課題の解決に向けて大切なことは、担当職員と地域との対話、連携、交流であり、まずは良好な関係性を構築するため、各地域の視察や行事の見学、地域課題に関する会合へ参加し、生活に密着した様々な問題についてご意見をお聞かせいただいているところであります。

現時点では公民館に市正規職員が配置されていない地域を対象としており、他の地域への展開につきましては、導入地域での効果や他地域での需要、受け入れ態勢などを見極めながら検討してまいりたいと考えております。

2 生活環境について

(1) 野良犬・野良猫および有害獣（猪、猿、熊）対策について

【回答】

野良犬対策につきましては、野犬の捕獲を所管とする周南環境保健所と連携して業務にあたっており、令和2年度におきましては、成犬の捕獲強化を図るため小型檻に加えて大型檻を1基導入し、計201頭の野犬を捕獲しているところであります。また、野良犬・野良猫の定着や繁殖を助長する行為として、むやみな餌やりを原因の一つと捉えており、その対策として、職員によるパトロールの実施、エサやり禁止看板の設置、広報やホームページを活用した終生飼養の周知啓発等に取り組んでいるところであります。今後も安全安心なまちを目指すため、引き続き野良犬・野良猫対策に取り組んでまいります。

有害獣（猪、猿、熊）対策につきましては、下松市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲や防除柵設置の支援により、被害防止に取り組んでいるところであります。また、防除柵設置支援につきましては、昨

年度、補助金要綱を見直し対象耕作地を拡充しましたので、防除柵の設置を検討されている方は、ご相談いただきますようお願いいたします。引き続き、地域住民の方や、下松市鳥獣被害対策実施隊と連絡を密にしなが、被害防止に努めてまいりたいと考えております。

(2) 草刈りについて

① 国道188号線寺迫地区の法面の除草について

【回答】

本市から道路管理者である国土交通省（山口河川国道事務所）へ進達し、以下の回答を受けております。

除草は、雑草の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安として、除草すべき箇所を抽出した上で実施します。

- ・ 建築限界内の通行の安全確保ができない場合
- ・ 運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合

道路の構造及び沿線の土地利用の状況、景観への配慮、通行の安全確保のための対応が必要である等、特別な事情がある場合には、上記にかかわらず実施します。

この度頂いた要望につきましては、今後箇所等詳細を確認の上、対応を検討させていただきます。

② 幸ヶ丘集会所東側法面の大木伐採について

④ 来巻踏切周辺の除草作業について

【回答】

現在、市道延長は約300kmにも及び、路肩、法面等を含めると管理区域は広大な面積となることから、環境美化のために市がその全区域において草刈りや雑木の伐採剪定を行うことは実質的に困難であり、大部分については、地域の皆様のボランティア清掃活動によりご協力いただいているところであります。一方、地域での実施が困難な箇所については、市が通行等の機能を確保する範囲について対応する取り扱いとしております。近年、高齢化や作業安全上の問題から地域での継続が困難となる宅地造成等環境の変化に起因して、新たな維持管理箇所が発生する等による同様の要望が増加しており、限られた財源の中、対応に苦慮し

ているところであります。現地の状況も踏まえつつ対応を検討したいと考えておりますので、以上についてご理解いただきますようよろしくお願いいたします。また、②の対象地については民地となるため、大変申し訳ありませんが行政としての対応を致しかねます。④については、来年度の定期草刈り対象地に加えることを検討させていただきます。

③ 県道瀬越下松線の除草作業について

【回答】

本市から道路管理者である県（周南土木建築事務所）へ進達し、以下の回答を受けております。

県では年1回、県道瀬越下松線において、明らかに交通上支障になる草刈等を実施していますが、草刈は今年の10月下旬に終了したところです。今年度の草刈りにつきましては、実施が遅れ地域の皆様方にはご不便をおかけしまして、大変申し訳ありませんでした。

⑤ 河川及び法面の管理（主に草刈り）について

【回答】

本市から道路管理者である県（周南土木建築事務所）へ進達し、以下の回答を受けております。

土手の草刈は県では実施していません。管理道路の利用者や地元有志の方によって行っていただいております。今後もお願いしたいと考えています。

(3) 高齢化対策・福祉について

① 高齢者のごみ出し支援について

【回答】

高齢化社会が進展する中、生活全般に関する課題の一つに、毎日のごみ出しがあると認識しております。

高齢化社会に対応したごみ出し支援については、福祉サービス、コミュニティを活用した支援、戸別収集などがあります。他の自治体の事例も参考に、関係部局と連携し事業を検討してまいりたいと考えております。

② 移動支援及び移動車両の貸与について

【回答】

本市では、下松市社会福祉協議会において、高齢者等の移動手段確保のため、ワゴン車を貸与しており、「米川あったか便」などにおいて活用されております。この車両は、久保地区においても利用可能ですので、利用方法などについては、別途ご相談いただければと考えております。

③ 自治会内ごみ出しマナーの向上・啓発について

【回答】

クリーンアップ推進員や自治会の皆様には、ごみステーションの美化・維持管理に常日頃からご協力いただいております、大変感謝をしております。

地域外から持ち込まれるごみの対策については、ごみステーションの状況や地元の方々のご意見などをよくお聞きした上で、一緒に対策を考えるよう努めております。また、マナーが不徹底と思われるアパートなどの集合住宅については、その管理者に対して文書による指導及びアパート住民への啓発ちらしの配付を行っているところであります。

ごみ出しマナーの向上のため、広報紙やホームページ、出前講座等あらゆる機会をとらえて、引き続き周知・啓発を図ってまいります。

(4) 空き家対策について

【回答】

空き家は個々の財産であり、その管理について第一義的な責任を有するのは、当然ながらその所有者等であるため、市はその所有者等に情報提供や助言・指導等を行いながら、適切な管理を求めていくこととなります。

しかしながら、所有者の居所が不明である場合や所有者の死亡により、その相続人全員が相続放棄して、相続人が不存在になった場合には、空き家の適切な管理を求める相手が存在しないことから、解決することが非常に困難となります。

このような場合に財産管理人制度を活用し、法的手段により問題解決を図っていくことは有効な方法であり、市や隣地住民を含めた利害関係人が申立し、除却等を実施することができます。

本市としましては、地域住民への影響や特定空家等の認定状況、市との利害関係、制度活用による費用回収等も考慮の上、個々の状況に応じ総合的に勘案し、今後の対応を検討することとしております。

(5) 情報過疎地域の解消について

【回答】

光回線の未整備地区の中には、設備投資に対して需要が見込めず、採算性が悪いことから、事業者のサービスエリアの計画に入っていない地区もあるところ です。

現在、通信事業者において5Gエリアの拡大が続いておりますが、今後の動向を注視していくとともに、光回線以外の方法も含め、情報通信環境の整備について研究してまいりたいと考えております。

3. 安心安全の確保

(1) 防災関係

① 避難情報に伴う人流等の情報提供について

【回答】

先般、令和3年8月14日11時に【レベル3】高齢者等避難を発令（翌15日9時解除）したところですが、この際の避難状況につきましては、発令時点において3施設で計3世帯4名の自主避難があり、同日18時から21時までの間に7施設で計14世帯26名とピークを迎えた後、15日8時までには全ての避難者が帰宅されております。

なお、避難者情報につきましては、テレビ・ラジオ等のマスメディアを通じて提供しているとともに、県のホームページ「防災やまぐち」からリアルタイムで取得できますのでご活用ください。

② 防災講習会の講師派遣について

【回答】

本市では、防災対策についての理解と関心を深め、市民等の災害に対する意識の高揚や、地域の防災活動の活性化を図るとともに、自助、共助及び公助の防災体制を推進することを目的とし、市民等の団体が主催

する集会、訓練等に講師を派遣するくだまつ防災講座を実施しております。

なお、会場使用料等の必要経費は受講者の負担となりますが、講師の派遣費用は無料であり、市職員のほか、防災に関する豊富な知識と経験を有する防災士も派遣しておりますので、まずは防災危機管理課までお気軽にお問い合わせください。

③ 「電話応答サービス」について

【回答】

本市では、防災情報など重要な情報を市民の皆様にお伝えするため、緊急時には防災行政無線による放送を行うこととしております。

しかしながら、地理的条件や気象条件、住宅の気密化などにより、放送内容が聞き取りにくい場合があることから、電話による防災行政無線の放送内容を確認できるサービスを実施しているところであります。

なお、頂いた貴重なご意見につきましては、参考にさせていただきたいと考えております。

(2) 道路・河川の整備（拡幅等）について

① 旗岡5丁目市営住宅建設に伴う雨水排水と現況の舗装補修について

【回答】

旗岡市営住宅建て替えについては大型工事車両等の出入りなど、周辺住民の皆様にもご負担、ご迷惑をおかけしております。ご指摘の内容については、土木課及び市営住宅建設担当である住宅建築課において調査し把握しておりますので、早急に対応したいと考えております。

② 東和町内の路面下の空洞探査等の実施について

【回答】

令和3年8月に発生した市道陥没事故においては、周辺住民の皆様に変なご不安、ご迷惑をおかけしました。同様の事案の発生をできる限り防ぐために、定期的な調査・点検を適宜実施し、安全確認に努めてまいります。

③ 久保小学校通学路の安全確保について

【回答】

市道久保市通りは、地域住民の生活道路であるとともに、幹線道路の迂回路としても利用されている状況にあります。しかしながら、車両の離合や歩行者のための十分な幅員が確保されていない箇所もあることから、車道と歩道の区別や、路面標示等による交通安全対策が必要であると認識しております。引き続き事業の検討を行い、当該路線の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

④ 切戸川の河川整備について

【回答】

本市から河川管理者である県（周南土木建築事務所）へ進達し、以下の回答を受けております。

要望箇所については降雨による水位変動時に河川のパトロールを実施しており護岸等の変状に注視しております。また、切戸川の河川改修は、下流から着手しており現在継続して実施中です。この箇所の改修が完了するまでは他の地区の改修は予定しておりません。ご理解いただきますようお願いいたします。

⑤ 土砂崩れに備えた事前対応について

【回答】

市道久保市通りの雨水・土砂流入については、これまでも何度か申出があり、その都度ネットの設置、側溝の土砂撤去等を行い対応しているところであります。原因については山側の水路の閉塞等の問題が考えられますが、民地が絡むこともあり、抜本的な解決には至っておらず、ご心配、ご迷惑をおかけしております。今後も調査を進め、道路への雨水・土砂流入を防ぐ方法を検討するとともに、道路への流入が確認された場合には、早急に撤去等を行い、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

⑥ 旧花岡保育園園庭の照明灯の点灯について

【回答】

旧花岡保育園の施設につきましては、花岡児童の家2、3の移転に伴い令和2年度から使用しておらず、電気設備についても停止しておりましたが、花岡公民館講堂の建替え事業に伴い、旧花岡保育園の施設の一部を講堂備品等の保管及び工事用事務所として使用するため、12月から電気設備を復旧したことにより、現在、園庭の照明灯は点灯しております。

花岡公民館講堂の建替え事業の工事の期間、令和5年3月6日までは照明灯を点灯いたしますが、その後につきましても、通行する生徒、住民の皆さんの交通安全の確保のため、照明灯の設置が必要と考えますので、旧花岡保育園の敷地の一部に照明灯を設置できるよう関係部局において協議、調整を行うこととしております。

⑦ 旧花岡保育園入口前の横断歩道を移設しないでほしい

【回答】

本市から交通管理者である県公安委員会（下松警察署）へ進達し、以下の回答を受けております。

八幡通り交差点並びに、付近一帯の交通安全施設について、交通の安全と円滑の確保のため、必要な見直しを検討しているところです。ご要望の下松市末武上1271番地6旧花岡保育園先の横断歩道につきましては、当署及び警察本部交通規制課において、通学時間帯における交通実態調査を実施するなどした結果、同横断歩道を利用する生徒の横断需要が多いなど、横断歩道の必要性が高いものと認められたため、現在の位置からの移設や廃止の予定はありません。

⑧ 市道大手線の未拡幅改良部分の早期整備について

【回答】

毎年ご要望をいただいている市道大手線の一部未拡幅区間につきましては、今日まで用地確保について地権者様との合意が得られず、歩道を狭めて暫定的な供用を行っております。

引き続き交渉を行い、用地取得を目指してまいります。

⑨ 末武川の山崎橋から下流側約400メートル一帯の土砂等の浚渫

【回答】

本市から河川管理者である県（周南土木建築事務所）へ進達し、以下の回答を受けております。

要望箇所については、事業実施の予算を要望しており、令和4年度から実施予定です。

⑩ 市道八幡通りの道路拡幅について

⑪ 岩徳線の宮の前踏切及び生野屋駅踏切の改善について

【回答】

多くの要望をいただいた市道花岡八幡通り（市道西条線交差点一宮の前踏切間）の改良事業については、昨年度、詳細設計及び用地測量が完了しました。今年度中には用地買収が完了する予定であり、来年度以降に改良工事を順次進めていく予定としております。また、並行して定周期式信号機への変更についても、所管する公安委員会と協議を重ねているところであります。

一方、踏切道の安全対策及び渋滞の解消は、全国の道路管理者が抱える課題であり、本市でも対応に苦慮しているところであります。各箇所の実態に応じた改善策を鋭意検討しておりますが、いずれも大規模な改良が想定され、財源や交通規制等の面を踏まえると早期の事業化は困難と判断しております。今後実施予定の交通安全対策や市道花岡八幡通り改良事業による効果等を見極めつつ、引き続き改善策を検討し、関係機関との協議を行ってまいりたいと考えております。